

鳥羽市文教産業常任委員会会議録

令和3年3月12日

○出席委員（7名）

委員長	河村 孝	副委員長	瀬崎 伸一
委員	南川 則之	委員	濱口 正久
委員	片岡 直博	委員	山本 哲也
委員	中世古 泉		

○欠席委員（なし）

○出席説明者

- ・榎農水商工課長、村山補佐、宮本係長
- ・小竹教育長
- ・山本教委総務課長、寺本補佐
- ・岩本学校教育課長、武中補佐、橋本係長

○職務のために出席した事務局職員

議事総務係	中村 真緒
書記	

(午前10時00分 再開)

○河村 孝委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから文教産業常任委員会を再開します。

当委員会に付託されました案件は、議案第73号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第81号、鳥羽市漁港管理条例の一部改正について、議案第82号、鳥羽市学校職員住宅管理条例の一部改正についての議案3件であります。

これより議案の審査に入ります。

それでは、議案第73号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

学校教育課長。

○岩本学校教育課長 おはようございます。学校教育課、岩本です。よろしくお願いたします。

それでは、私のほうから、議案第73号、委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、ご説明させていただきます。

議案のほうは3ページ、新旧対照表は2ページをご覧ください。

学校医の健診等の増加に鑑み、報酬額を改定したく、本提案とするものでございます。

新旧対照表のほうをご覧ください。2ページになります。

学校医の報酬につきましては、1校につき22万4,000円の定額、それから、園児・児童・生徒1人につき現状260円の額を乗じておるところでございますが、改正後につきましては、260円を400円に値上げしたいということを考えております。

その理由といたしましては、学校医の健診日等の増加ということになっておりますが、学校保健安全法におきましては、年度の定期健康診断を6月30日までに実施するというところで、これはもう法的に決められておりますので、必ず行わなければならないものとなっております。

昨今、その定期健診以外でも、例えば修学旅行前の健康診断、それから水泳前の健康診断、マラソン大会等の前の健康診断等々、そういった部分での健康診断の回数が増えてきているところではございます。また、修学旅行につきましても、春に行くところについては従来の定期健康診断を兼ねるということもできておりましたが、最近は秋に修学旅行を実施する学校も増えてきておるといような状況から、定期健康診断以外の健康診断を実施していただいているような状況も鑑み、定額の22万4,000円はそのままにしながら、人数割の額を増額させていただきたいということを考えております。

400円の理由につきましては、県内の14市の金額を調べましたところ、北勢のほうの高いところでは670円というところもございます。その中で見ておきますと、鳥羽市が260円で一番金額が低いというような現状がございました。市町におきましては、医師会も同じということで同じ260円なんですけれども、隣の伊勢市につきましては400円ということでしたので、県内670円のところから500円台、400円台の市がございまして、隣の伊勢市等とのことも考えまして、鳥羽市といたしましては400円ということで金額を設定させていただいておりますので、よろしくご審議をいただきたいと思います。

以上、説明といたします。よろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第73号についてご質疑はございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第81号、鳥羽市漁港管理条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

農水商工課長。

○榎農水商工課長 おはようございます。農水商工課長の榎です。よろしくお願いいたします。

議案書の22ページをお願いいたします。新旧対照表のほうは19ページをお願いいたします。

議案第81号、鳥羽市漁港管理条例の一部改正についてでございます。

提案の理由といたしましたは、漁港漁場整備法第34条第4項で規定する模範漁港管理規程例の一部改正を踏まえ、漁港の有効活用を推進するために漁港施設の占用許可の期間を見直したく、提案するものでございます。

改正の内容といたしましては、鳥羽市漁港管理条例第12条第3項に記載の占用期間について、これまで「1月(工作物の設置を目的とする占有にあつては3年)を超えることができない」としていたものを「10年を超えることができない」に変更するものでございます。

占用期間の見直しについては、国の方向性として、漁港施設用地の有効活用を図るため、民間活力の導入も想定した陸上養殖施設や水産物直売所等の簡易な建物など、長期間の占有を可能とする必要があることなどから、平成31年4月に漁港漁場整備法に規定する模範漁港管理条例を改正しています。三重県でも、このような状況から、県漁港管理条例を改正する準備を進めているとのことでございます。

鳥羽市においても、国の方向性、県の改正の動きを踏まえ、占有期間を長期に対応できるように改正するものでございます。

以上でございます。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第81号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 1点お聞きします。

今、民間活力の活用についての話もございました。小浜漁港のところに鳥羽市水産研究所がありますけれども、その隣に建設中の三重大の施設もありますけれども、そこも今後、これの対象となってくるのでしょうか。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 農水商工課の宮本です。よろしくお願いいたします。

委員おっしゃるように、三重大学につきましてもこれの対象になってまいります。三重大学と話もさせてもらっているんですが、やはり3年が10年になるということは三重大学自体の計画も非常に立てやすくなるという話も聞いておりますので、今は、この4月1日時点では一旦3年で出させてもらおうかなと思っております。様子も踏まえまして、今後10年の占有期間に延ばしていきたいなというふうに考えています。

以上です。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ありがとうございます。

そうすると、今後そういう民間活力を活用するためにも、誘致というようなものも、そのほうががしやすくなったというふうに考えてよろしいのでしょうか。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 はい、おっしゃるとおりです。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 先ほど三重大の話も出ましたけれども、離島ですと漁業者とか、いろんな活用の仕方というか、地元におられる方が創意工夫してさらにそういった施設を活用したいというようなこともあると思うんですけども、その辺の考えはどういうふうにされていくか、お伺いします。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 離島に関しましても、今たくさん漁業施設もあるかと思えます。漁協さんとも調整というのはどうしても必要になってくるかと思えますけれども、そういった施設を有効活用しながら地域の漁港利用の活用、推進が進んでいけるのであれば、引き続き協議はしていきたいというふうに思います。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 その活用の中身については最長10年ということですが、短期間の活用も当然可能なことかなと思うんですけども、それはその利用によってしっかり審査しながら期間を決めていくという判断でよろしいかどうかお聞きします。

○河村 孝委員長 宮本係長。

○宮本係長 はい、委員おっしゃるとおりです。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、続いて、議案第82号、鳥羽市学校職員住宅管理条例の一部改正について、担当課長の説明を求めます。

教育長。

○小竹教育長 よろしくお願ひします。教育長の小竹でございます。

議案第82号で、教員住宅の管理条例の一部改正をお願いするところでございますが、事前にちょっと私のほうで背景をお話しさせていただきまして、あと課長のほうから具体的に条例の改正案につきまして提案させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

今回対象になります教員住宅でございますけれども、鳥羽市立神島小学校・中学校の教員住宅のことでございます。現在、教員が14名、それから管理職員が3名ということで、17名が赴任しておりますけれども、1名は神島のもともとの住人でございますので生活根拠を置いております。あと、教員住宅のほうに16名が生活しております。今までは県の住宅手当を活用しながら、それぞれ最低8,000円の自己負担でそこに県

のほうの住宅手当がついておたわけなんですけれども、昨年5月でしたけれども、事前に私どもにはお知らせがなかったんですけれども、いきなり公営の住宅につきましては住宅手当を廃止するという通知が来ました。我々にしましては寝耳に水でございましたので、かなり県教委とのやりとりをしたんですけれども、条例ということで、もう発効していますので変えられないということでございました。

神島の教員のほうはどうなるんやということで随分慌てたんですけれども、神島はご承知のように3級僻地ということでございますが、三重県唯一でございます。鳥羽の僻地であると同時に三重県の僻地でございますので、県全体でやっぱり支えていくという考えを県教委は示しておるわけなんですけれども、そんな中で、教員配置が一番我々としては困るところです。住宅を借りないと教員が勤めることができないと。朝一番で行くと始業に間に合いませんし、学校を終わってから帰ってくる船がありません。ということで、全員神島に住んでいただくんですけれども、その住宅費が上がっていくということについては、非常に我々としても抵抗がございましたので、何とか職員の負担がないように、増えないようにということで考えさせていただきまして、今回のこの条例の改正をお願いするところでございます。

ちなみに、この住宅につきましては、校長住宅の棟と、それから一般の教員の棟と2棟ございますけれども、校長住宅のほうは昭和62年に建てたものです。それから、一般教員向けのほうは平成8年に建てたものがございますが、それ以来住居費が変わってなくて、家賃が変わってなくてここまで来ましたけれども、かなり老朽化していることもありまして、それから、教員の配置に支障が出ないということを最優先にさせていただきまして今回の条例の改正をお願いするものでございますので、どうぞご審議のほどをお願いいたします。

あと課長のほうから具体的なところを説明させます。よろしくをお願いいたします。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 教育委員会総務課、山本です。よろしく申し上げます。

議案書は24ページになります。議案第82号、鳥羽市学校職員住宅管理条例の一部改正についてということで説明をさせていただきます。

先ほど教育長が説明をさせていただいたものが提案の理由になりますが、前もって、職員住宅は神島の上のほうにありますので、ご存じない議員さんもみえるといけないので、一応資料を提出させていただきました。よろしいでしょうか。

資料1のほうに現在の教職員住宅、潮騒寮と呼ばれています建物と、校長住宅の2番のものになります。職員住宅につきましては、神島のメイン通路を上がっていった現在の保育所と前の保育所の間に建つ2階建ての木造住宅になります。それと校長住宅につきましては、その上がっていく途中の老人憩の家から八代神社に抜ける道のところに建物が建っております。

次に、資料2のところを見ていただきたいんですが、新旧対照表の部分と重なりますので、これで説明をさせていただきます。

集合住宅のほうは、この17平米と書かせてもらってあるところが単身用の部屋として、金額としては現在は1万2,000円、それを8,000円にしたいということと、2階には、食堂の上になりますけれども、少し広い部屋がございます。そこは今までの金額ですと1万8,000円を設定していたところになります。

それと校長住宅については一戸建ての1階と2階で、中学校の教頭先生、校長先生という格好で1万

5,000円を今現在もらつるところなんですけれども、今回1万2,000円を8,000円にするというところは単身用、そのあと1万8,000円と1万5,000円を合わせて1万3,000円にするというところが少し割合がおかしくなるところなんです、管理職については1万3,000円ということを決めさせてもらいましたのは、人事異動で入っていただくときに年度が違ったりして、入替え等もできないまま空いとるところへ教頭、校長が入るということで、そこで値段の差をなくすということで1万3,000円にさせていただきました。

内容についてはこのような形になります。

それと条例の中では、新旧対照表の次のページになりますが、資料に入居の申込書がございます。この中で、今までは保証人の欄を設けておりましたが、実際には保証人を取ってそこへ入居を申し込むという形を取っておりませんので、この部分を削除させてもらった様式に変更させていただきます。

以上、説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○河村 孝委員長 担当課長の説明は終わりました。

議案第82号についてご質疑はございませんか。

濱口委員。

○濱口正久委員 今、説明いただきました。

1人当たり8,000円の負担とおっしゃいましたけれども、この負担というのは軽減はない、変わらずということなのでしょうか。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 現状ですと8,000円の負担は以前と変わりません。

○河村 孝委員長 濱口委員。

○濱口正久委員 ということは、教員の負担は変わらず8,000円で、減るわけでも増えるわけでもないという確認でよろしいのでしょうか。

○河村 孝委員長 教委総務課長。

○山本教委総務課長 はい。教員につきましては、8,000円で変わらない状態になります。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

南川委員。

○南川則之委員 教育長に冒頭いろいろ説明いただいたんですけれども、3級僻地は県内でそういうところがないということで、神島は特例みたいな感じですけども、急にそういう補助がなくなったということなんですけれども、今、濱口委員が質問されたんですけれども、個人の負担というのは8,000円という。本当なら通えるところが通えなくて、そこへ居住して学校の業務に当たらないかんといい、これはもう本当に特例中の特例やと思うんですけれども、どうしても仕方ないところがあって、三重県のさらなる軽減というんですか、8,000円でもそれは個人の負担になつるといいということで、現状はそれが軽減されとるのかどうか、ちょっと分からないんですけれども、市から要望というんですか、それはされるのかどうかというのを教えてください。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 県の条例のことですので、もうこれは決まりましたということで公布されてしまいましたので、現状手が出せないということなんですけれども、金銭的なところはもうこれ以上交渉しても難しいというふうに判断しておりますので、今後、市の努力のほうで8,000円に見合うような住宅の住み心地とか、改修等もしながら一定の満足をいただくということと、それから教員の配置ですね。根本的には教員が思うように配置できないというのが一番の課題ですので、この辺は県教委のほうとしっかり話をしながら、神島を優先にしながら人の配置をしていただけるような、これはもう鳥羽市だけではとても解決できませんので、県全体でそういう配置を考えていただくということを県教委には強く申し入れております。

その成果がここ数年表れておりまして、北勢、中勢のほうから毎年希望を書いてくれて、神島へ赴任しますと言ってくれる方がいらっしゃるんですわ。これも鳥羽のほうでそれぞれの僻地の教員がチラシを作りまして、県内の先生皆さんに配って僻地への赴任を呼びかけているところがございますが、それが毎年1人2人は書いていただけるということで、その辺の成果はあると思います。金銭的なところについては非常に厳しいというふうに判断しております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 県のほうは厳しいということで、条例で縛ったということで、教育長に何回も説明いただくように、神島の小中ですけれども、行く人もなかなかいないという中で、当然、場所的には厳しいところもあって、それを支えるためにこういう教員住宅を市は建てて補助しとるということで、8,000円も、先ほどから何回も言いますが、教職員の負担にはなつとると思うんですね。それにやっぱり県が何らかの補助ができなかったら、市独自の対策としてさらにこの8,000円を、先ほど言ったように建ててからそのまま継続しとるんじゃなくて、市も頑張って神島小中を支えてもらう先生らのために何らかの補助をするとか、その辺の財政当局との協議とか、そんなんはされているかどうか、ちょっとお聞きします。

○河村 孝委員長 教育長。

○小竹教育長 いろんなところから神島の教員の赴任については不利にならないような形、特に佐田浜の駐車場の券とか、それから定期券、出張では旅費が出ますけれども、ふだん帰省したりするときには船代は当然自前になりますので、その辺のところを何とかできないかということでお願いはしているところがございますけれども、現在まだちょっと交渉中といいますか、結論も出ていないところで、何とか頑張って神島の職員の頑張りに報いたいというふうに考えております。

以上です。

○河村 孝委員長 南川委員。

○南川則之委員 教育長が言われたように、当然単身赴任というか、家族は持って行かれとるという人もおりますので、当然土日とかに帰るときもまたそれも個人の負担になってしまいますので、何らかの形で、神島小中を存続する限りはしっかりと市も応援体制ができるように、ぜひ、そのままにしていくんじゃなくて協議を続けていい方向というか、教職員に来てもらえるスタイルというんですか、鳥羽はこうやって頑張るとんねやということで、先ほど言ったように、三重県下からこういう場所でも来ていただくということをしつかり構築していただきたいなと思います。またよろしくお願ひします。

以上です。

○河村 孝委員長 他にございませんか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、以上で付託された案件は全部説明を受けました。

続いて、採決に移る前に委員の皆さんで討議したい案件はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

○河村 孝委員長 ないようですので、これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第73号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第73号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第81号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第81号は原案どおり可決することに決定いたしました。

続いてお諮りいたします。

議案第82号について、原案どおり可決することに賛成の諸君は起立をお願いいたします。

(起立全員)

○河村 孝委員長 ありがとうございます。起立全員であります。

よって、議案第82号は原案どおり可決することに決定いたしました。

以上をもちまして、当委員会に付託されました案件は全部終了いたしました。

以上で委員会を終わりたいと思いますが、本委員会における委員長報告につきましては、ご一任を願います。

これをもちまして文教産業常任委員会を散会いたします。

(午前10時24分 散会)

委員長はこの会議録を作りここに署名する。

令和3年3月12日

文教産業常任委員長 河 村 孝